

<h1>名古屋市公報</h1>	平成29年 9月27日	第1226号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
<b>告 示</b>		
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定及び指定の解除について (環境・地域環境対策課)	(第602号)	2
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の使用料納付期間について (緑土・農業センター)	(第603号)	5
○ 名古屋市中川児童館の臨時開館について (子青・青少年家庭課)	(第604号)	6
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第605号)	7
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課)	(第606号)	9
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課)	(第607号)	10
<b>教 育 委 員 会 告 示</b>		
○ 瑞穂公園北陸上競技場の臨時休場について	(第33号)	11
○ 瑞穂公園野球場の臨時休場について	(第34号)	12
○ 瑞穂公園レクリエーション広場の臨時休場について	(第35号)	13
<b>人 事 委 員 会 規 則</b>		
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(第10号)	14
<b>農 業 委 員 会 告 示</b>		
○ 名古屋市農業委員会会長の選出について	(第2号)	15
<b>交 通 局 管 理 規 程</b>		
○ 乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部改正	(第15号)	16
<b>病 院 局 告 示</b>		
○ 市立病院における使用料等の徴収事務委託	(第1号)	20
<b>公 告</b>		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課)		21
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告 (住都・建築指導課)		23

名古屋市告示第 602号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び指定の  
解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。また、同法第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成29年 9月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市千種区東山元町 6丁目 1番 1の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 指定を解除する区域

平成29年名古屋市告示第 179号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

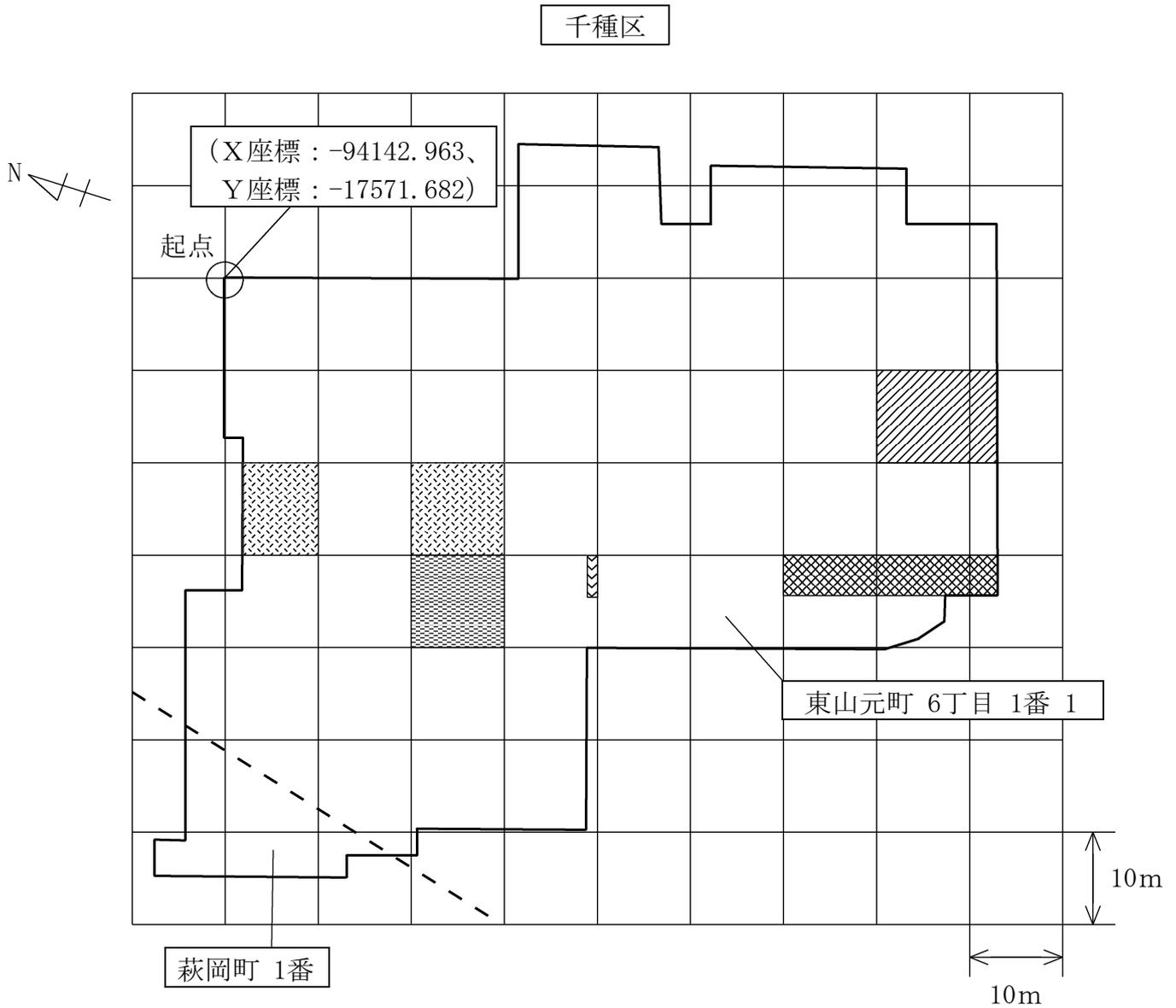
5 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤溶出量基準）

ひ  
砒素及びその化合物（土壌溶出量基準）  
ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

- 6 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地
 - - - : 筆の境界
- : 形質変更所要届出区域に指定する区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
- : 形質変更所要届出区域に指定する区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びにふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
- : 形質変更所要届出区域に指定する区域（鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合））
- : 形質変更所要届出区域の指定を解除する区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びにふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
- : 形質変更所要届出区域の指定を解除する区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 603号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の使用料納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）第4条の2第1項の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

平成29年 9月22日

名古屋市長 河 村 たかし

使用料を納付しなければならない期間

平成29年10月 7日（土）から同月 9日（月）まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 604号

名古屋市中川児童館の臨時開館について

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

平成29年 9月22日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 臨時に開館する施設  
名古屋市中川児童館
  
- 2 臨時に開館する日及び時間  
平成29年 9月23日（土）  
午前 8時45分から午後 5時まで

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第 605号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形  
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成29年 9月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市北区辻本通 1丁目38番 1の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

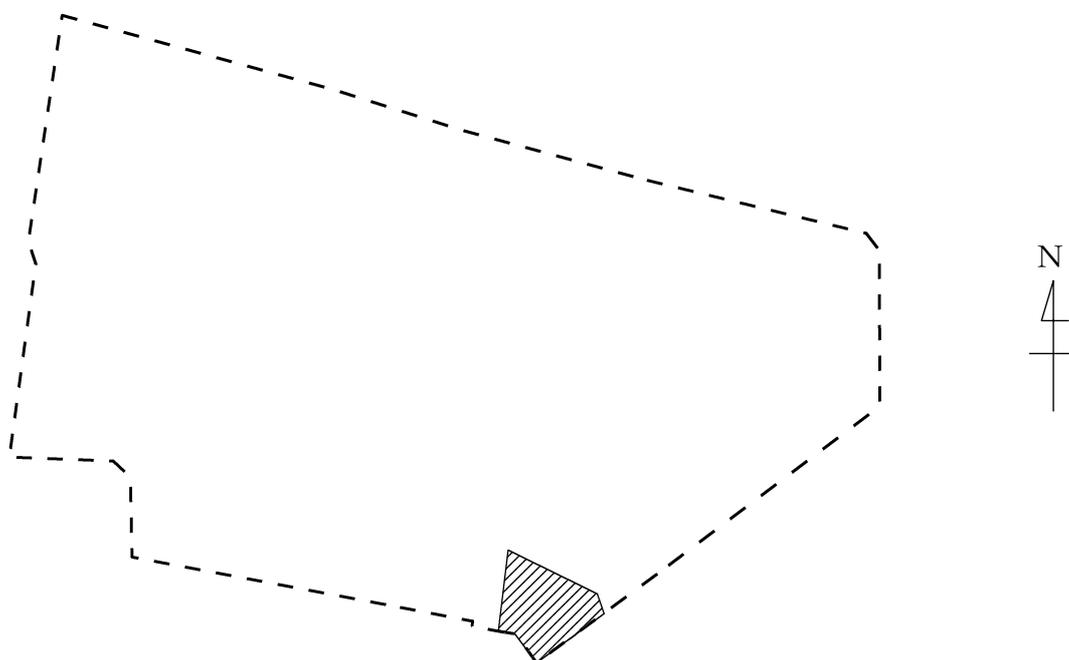
鉛及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

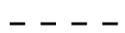
北区辻本通 1丁目38番 1



凡例



: 調査対象地



: 筆の境界



: 形質変更時届出管理区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合及び土壤含有量基準不適合））

名古屋市告示第 606号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形  
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成29年 9月22日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域  
平成29年名古屋市告示第 359号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 607号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 9月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 許可年月日及び許可番号

平成29年 3月27日 28指令住開指第 240号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市千種区鹿子殿1601番 1、1601番 4及び1601番 5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県豊橋市白河町 100番地

サーラ住宅株式会社

代表取締役 山口信仁

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市教育委員会告示第33号

瑞穂公園北陸上競技場の臨時休場について

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則（昭和59年名古屋市教育委員会規則第9号）第2条第3項の規定に基づき、瑞穂公園北陸上競技場を平成29年11月24日から平成30年3月31日まで臨時休場します。

平成29年9月19日

名古屋市教育委員会委員長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第34号

瑞穂公園野球場の臨時休場について

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則（昭和59年名古屋市教育委員会規則第9号）第2条第3項の規定に基づき、瑞穂公園野球場を平成30年1月4日から平成30年3月31日まで臨時休場します。

平成29年9月19日

名古屋市教育委員会委員長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第35号

瑞穂公園レクリエーション広場の臨時休場について

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則（昭和59年名古屋市教育委員会規則第9号）  
第2条第3項の規定に基づき、瑞穂公園レクリエーション広場を平成30年3月  
1日から平成30年12月31日まで臨時休場します。

平成29年9月19日

名古屋市教育委員会委員長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 9 月22日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一

名古屋市人事委員会規則第10号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2段階別職位表8医事職の表部長段階の欄中

「西部医療センター病院呼吸器腫瘍センター長」を 「西部医療センター病院脳西部医療センター病院内  
吸器腫瘍センター長  
腫瘍センター長 に改める。  
視鏡センター長 」

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

名古屋市農業委員会告示第 2号

名古屋市農業委員会会長の選出について

名古屋市農業委員会の会長が次のとおり選出されたので、名古屋市農業委員会規程第 5条の規定により告示する。

平成29年 9月21日

名古屋市農業委員会

氏 名 岩 田 公 雄  
就任年月日 平成29年 9月19日

名古屋市農業委員会事務局農政課

名古屋市交通局管理規程第15号

乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を次のように改正する。

平成29年9月22日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

第1条 乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「場合に限って」の次に「、要介護障害者等1人につき必要と認めるときは3人(第32条第2項の規定により発行した無料乗車券を使用する介護者又は付添人が同行する場合は、その人数から当該介護者又は付添人の人数を減じた人数)まで」を加える。

(高速電車乗車料条例施行規程の一部改正)

第2条 高速電車乗車料条例施行規程(昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「第40条の3」を「第40条の4」に改める。

第3章第3節の2中第40条の3の次に次の1条を加える。

(同行する介護者等)

第40条の4 介護者等用の割引乗車券は、要介護障害者等1人につき必要と認めるときは3人(第44条第2項の規定により発行した無料乗車券を使用する介護者又は付添人が同行する場合は、その人数から当該介護者又は付添人の人数を減じた人数)まで有効とする。

第51条第2項中「一日乗車券」の次に「(自動券売機で発売する一日乗車券を除く。)」を加える。

第69条の2を次のように改める。

(一日乗車券の様式)

第69条の2 一日乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 自動券売機用 (例示)

大人



縦 5.75 cm

横 8.5 cm

(裏面磁気膜)

小児



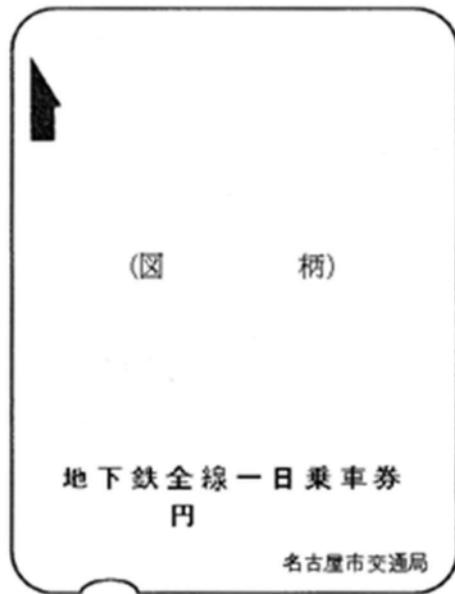
縦 5.75 cm

横 8.5 cm

(裏面磁気膜)

(2) 自動券売機用以外 (常備) (例示)

大人

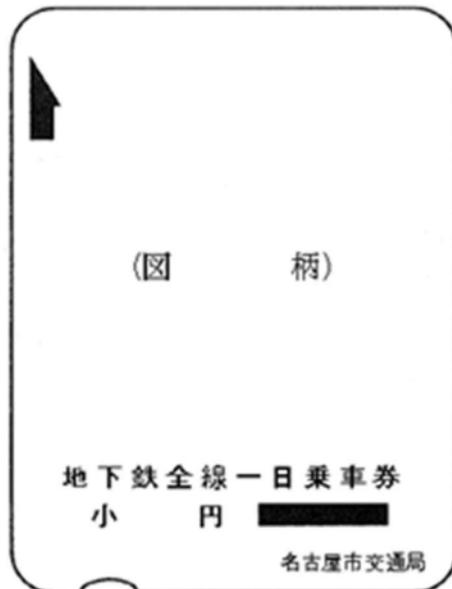


縦 8.5 cm

横 5.75 cm

(裏面磁気膜)

小児



縦 8.5 cm

横 5.75 cm

(裏面磁気膜)

第86条の2に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、自動券売機で発売する一日乗車券料金の還付については、前条第1項本文の規定を準用する。

(割引連絡定期券等の料金等を定める規程の一部改正)

第3条 割引連絡定期券等の料金等を定める規程(昭和49年名古屋市交通局管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「乗客が」の次に「購入した当日限り使用することができるもの、」を加え、「2種類」を「3種類」に改め、同条第2項中「ドニチエコきっぷの」を「ドニチエコきっぷは、乗客が購入した当日限り使用することができるもの及び使用日を任意に選択するものの2種類とし、」に改める。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、自動券売機で発売する共通一日乗車券の料金の還付については、高速規程第86条第1項本文の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

名古屋市病院局告示第 1号

市立病院における使用料等の徴収事務委託

名古屋市立病院条例（平成 3年名古屋市条例第64号）第 4条に規定する使用料及び手数料の徴収について、次のように委託しましたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403号）第26条の 4の規定により告示します。

平成29年 9月20日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

- 1 名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターにおいて徴収する使用料及び手数料
  - (1) 委託した相手方  
東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地  
株式会社ニチイ学館  
代表取締役 寺田 明彦
  - (2) 委託期間  
平成29年10月 1日から平成32年 9月30日まで

名古屋市病院局管理部経理課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 9月20日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フィール平和公園店  
名古屋市名東区平和が丘一丁目65番 1

### 2 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
エントランス西側駐輪場	30台	—
エントランス東側駐輪場	30台	—
建物南東側駐輪場	28台	88台
計	88台	変更なし

駐輪場の位置については、縦覧によります。

### 3 変更の日

平成29年12月 1日

### 4 変更しようとする理由

施設計画の変更のため

### 5 届出の日

平成29年 9月 5日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

名東区役所情報コーナー及び千種区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 9月20日から平成30年 1月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 1月22日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の  
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成29年9月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 認定対象区域

名古屋市南区滝春町1番、1番79、1番80の一部、1番81及び1番82

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課